

木津川市分別収集計画 ＜第9期＞

令和元年6月

目 次

1	計画策定の意義.	1
2	基本的方向.	1
3	計画期間.	1
4	対象品目.	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み. (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項. (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分. (法第8条第2項第3号)	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み. (法第8条第2項第4号)	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法.	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項. (法第8条第2項第5号)	6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項. (法第8条第2項第6号)	6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項.	7

1 計画策定の意義

これまで私たちが日々の生活を営むために生み出してきた「大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システム」は、私たちに豊かさと種々の恩恵をもたらした。しかし、一方で、環境への負荷を容認し、資源の枯渇、オゾン層破壊、地球温暖化などの、地球規模での環境問題を生じさせた。

このままの社会経済システムでは、豊かな環境を次世代の子孫に引き継いで持続させていくことは困難である。住みよい恵み豊かな環境を将来に引き継いでいくためには、廃棄物の発生抑制と資源の有効活用、消費を抑制し、環境に負荷がかからない生活様式を創りだす「循環型社会」を築き上げていく必要がある。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「容器包装リサイクル法」という)第8条に基づき、一般廃棄物の中で大きな比率を占める容器包装廃棄物を分別収集することにより、限りある資源を有効に利用し、環境に配慮した循環型社会を構築するために、市民・事業者・行政の役割を明確にし、その具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

今後は、本計画を円滑に推進することにより、環境に調和した快適なまちの発展を継続的に可能とする真の循環型社会の形成を図るものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたり次のとおり基本的方向を示す。

- ◎市民参加型のごみ減量とリサイクル運動を積極的に推進する。
- ◎出前講座などを通じ、循環型の生活様式へ転換するための実践活動・環境教育の推進を図る。
- ◎市内関係者が一体となったごみ排出抑制と資源再利用促進化の取り組みを図る。

3 計画期間

本計画は、令和2年4月を始期とする5か年間（令和2年度～令和6年度）を計画期間とする。また、容器包装リサイクル法第8条第1項に基づき3年ごとに見直す。

また、社会情勢の変化や計画策定の前提条件等に変動があった場合についても、必要に応じて見直すこととする。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t/年）

項 目	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
容器包装廃棄物	4,240	4,295	4,337	4,366	4,381

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

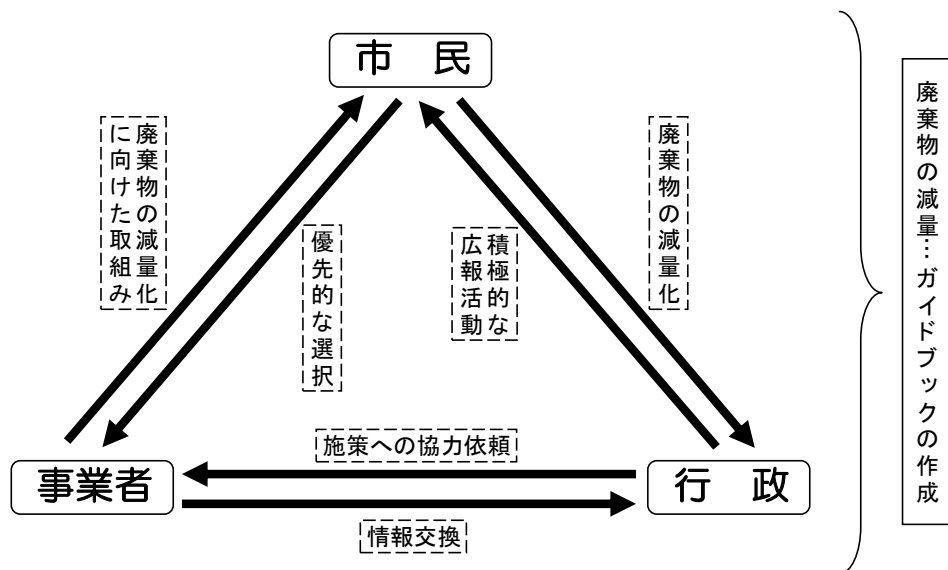
容器包装廃棄物の抑制のため、以下の施策を実施する。なお、実施するにあたっては市民・事業者・行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力し連携を図るため、ごみ減量化など排出抑制のための取組みを積極的に進めていくこととする。

また、より効率的な容器包装廃棄物の分別収集を進めるため、市民・事業者の意見を積極的に取り入れ、適宜改善を図るものとする。

（1）ごみ減量化に向けた取組み

市民・事業者・行政が協働して、Reduce [発生抑制]、Reuse [再使用]、Recycle [再生利用]で構成される3R活動に取り組めます。

① システムイメージ図



②取り組み内容として

◎ 発生抑制 (Reduce)

- ・マイバッグ持参運動を始めとし、簡易包装の推進を図る。

◎ 再使用 (Reuse)

- ・リサイクルショップやフリーマーケットを利用した、使える不用品のリユース活用。

◎ 再生利用 (Recycle)

- ・ペットボトル、紙パック、食品トレイの分別回収の実施。
- ・再資源化しやすいように工夫された商品の推奨
- ・古紙類等の集団回収に積極的に参加し、資源化を図る。

(2) 教育、啓発活動の充実

①廃棄物に関する意識の啓発

生ごみ再資源化の家庭用生ごみ処理容器（コンポスト含む）購入補助制度・地域内完結型リサイクルシステムなどを通じて地域住民、事業者とも連携しながらごみ問題に対する意識の啓発を図る。

②学習の場の創造

出前講座等の講習会において、パンフレットなどを活用したごみの発生抑制、分別排出（ごみの適切な出し方）などの普及に関する啓発活動を積極的に進める。

(3) 木津川市廃棄物減量等推進員の会との連携

木津川市廃棄物減量等推進員の会との連携を図りながら、環境まつりなどの取り組みを通じて広くごみ問題・環境問題に対する意識啓発を図る。

(4) 古紙類等回収補助金制度

自治会等の住民団体が回収する古紙類（新聞・雑誌・段ボール・古布・紙パック）5品目を対象に、補助金を交付する。

(5) 「プラスチック・スマート」キャンペーンの参加

環境省が展開する「プラスチック・スマート」キャンペーンに参加し、“プラスチックとの賢い付き合い方”について発信する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分
(法第8条第2項第3号)

最終処分の方法、処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のよう定める。

また、市民の協力度、市（委託業者）が有する処理施設、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	燃やさないごみ	
主として ガラス製の 容器		無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）		飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ビニール・プラスチック容器包装	

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

(単位：t/年)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
主としてスチール製の容器	110	112	113	115	115
主としてアルミ製の容器	48	49	50	50	51
無色のガラス製容器	147	150	152	154	155
引渡数量 独自処理量	0 147	0 150	0 152	0 154	0 155
茶色のガラス製容器	115	117	119	120	121
引渡数量 独自処理量	0 115	0 117	0 119	0 120	0 121
その他のガラス製容器	85	86	87	88	89
引渡数量 独自処理量	85 0	86 0	87 0	88 0	89 0

主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	10	10	10	11	11
主として段ボール製の容器	414	422	428	433	436
主として紙製の容器であって上記以外のもの	0	0	0	0	0
引渡数量 独自処理数量	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	181	184	187	189	190
引渡数量 独自処理数量	181 0	184 0	187 0	189 0	190 0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	892	908	921	932	939
引渡数量 独自処理数量	892 0	908 0	921 0	932 0	939 0

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は、木津川市廃棄物処理基本計画の令和2・7（平成32・37）年度の人口将来推計に沿って、次のとおり設定した。

R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
81,168人 (対30年度比) 104.69%	82,612人 (対30年度比) 106.55%	83,808人 (対30年度比) 108.09%	84,754人 (対30年度比) 109.31%	85,452人 (対30年度比) 110.22%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制により行う。

なお、現在、自治会等の住民団体による集団回収が進んでいる段ボールや飲料用紙製容器については、引き続きこれらの市民団体が分別収集を実施することとする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管
缶	スチール	燃やさないごみ	委託業者による定期収集	委託業者
	アルミ			
びん	無色ガラス	燃やさないごみ	委託業者による定期収集	委託業者
	茶色ガラス			
	その他ガラス			
紙	紙パック	紙パック	市民団体等による集団回収 委託業者による定期収集	古紙回収業者 委託業者(一時)
	段ボール	段ボール		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による定期収集	委託業者
	その他プラスチック製容器包装	ビニール・プラスチック容器包装		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

缶、びん、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装については、現在本市が委託している業者施設で選別、圧縮・保管する。また、飲料用紙製容器及び段ボールについては、古紙回収業者施設や委託業者の施設で保管する。

分別収集する容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
缶	スチール	燃やさないごみ	袋	2tダンプ車	委託業者
	アルミ				
びん	無色ガラス		袋	2tダンプ車	
	茶色ガラス				
	その他ガラス				

紙	紙パック	紙パック	十文字に縛る	2t ダンプ車	古紙回収業者
	段ボール	段ボール	十文字に縛る	2t ダンプ車	
プラスチック	ペットボトル	PET ボトル	袋	2t ダンプ車 パッカー車	委託業者
	その他プラスチック製容器包装	ビニール・プラスチック容器包装	袋	パッカー車	

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

① 集団回収の促進

自治会等の住民団体による古紙類の集団回収を促進するため、古紙回収補助金の交付などによる支援を行なう。また、古紙類の集団回収が取り組まれていない地域への古紙回収事業の拡充を行う。

② 審議会関係

市民や事業者の意見を反映するため、市民や事業者、行政などの委員で構成する廃棄物減量等推進審議会を設置し容器包装廃棄物の減量及び分別収集を円滑にかつ効率的に進めていくこととする。

③ 普及啓発活動

分別収集の徹底・周知のため、以下の取り組みをすすめる

- ・ ポスター・チラシ・冊子等の配布及び掲示
- ・ 市広報紙・ホームページ等による広報